

現 状

- 本邦で起業し経営等を行う場合の在留資格である「経営・管理」の付与を受けるためには、上陸許可基準として、①一定の事業規模を備えること（2人以上の常勤職員又は500万円以上の出資金等）及び②事業所の確保（コワーキングスペース等は含まない）を満たすことが必要。
- 外国人起業家の受入れ促進を目的として、平成27年から「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」を実施しており、同事業では、自治体の管理・支援の下、上記要件の充足を一定程度猶予する措置を行っているほか、平成30年からは、経済産業省が実施する「外国人起業活動促進事業（スタートアップビザ）」においても同様の措置により外国人起業家の受入れを行っている。

主な政府決定文書

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023 改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）

スタートアップビザの滞在期間を延長し、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業等を活用することで、最長在留期間延長を検討する。あわせて、同制度の全国展開について検討する。

措置の内容

- 「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」を「外国人起業活動促進事業（スタートアップビザ）」へ一本化（特区事業の全国展開）
- 「外国人起業活動促進事業（スタートアップビザ）」の最長在留期間を2年へ延長（法務省特定活動告示等及び経済産業省告示の改正）



自治体等の、
 ・ 起業準備活動計画の確認
 ・ 起業準備活動に係る進捗確認 等
 により、2年以内に起業を目指す

外国人起業活動促進事業
 在留資格「特定活動（告示第44号）」
 最長2年間

在留資格
 「経営・管理」



		在留期間及び要件				
		～6か月	6か月～1年	1年～1年6か月	1年6か月～2年	2年～
	「経営・管理」 (通常)	【在留資格:経営・管理】 ・上陸基準省令上の要件を満たす必要がある 要件①:事業の規模(2人以上の常勤職員 又は 500万円以上の出資金等) 要件②:事業所の確保(コワーキングスペース等は含まれない) 等				
1	国家戦略特区 外国人創業活動促進事業 (特区事業) 平成27年9月措置	【在留資格:経営・管理】 要件①・②を満たすことを、 <u>6か月猶予</u>	【在留資格:経営・管理】 要件①は満たす必要がある。 要件②を満たすことを、 <u>最長1年猶予</u> (令和2年3月措置)			
2	外国人起業活動促進事業 (経産省事業) 平成30年12月措置	【在留資格:特定活動(44号)】 要件①・②を満たすことを、 <u>最長1年猶予</u>				
2 + 1	起業準備活動期間の延長 (特区事業+経産省事業) 令和4年12月措置	【在留資格:特定活動(44号)】 要件①・②を満たすことを、 <u>最長1年猶予</u>			【在留資格:経営・管理】 要件①・②を満たすことを、 <u>6か月猶予</u>	【在留資格:経営・管理】 要件①は満たす必要がある。 要件②を満たすことを、 <u>6か月猶予</u>
全国 展開 後	外国人起業活動促進事業 に一本化 令和7年1月措置	【在留資格:特定活動(44号)】 要件①・②を満たすことを、 <u>最長2年猶予</u>				

海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン（令和５年４月２６日対日直接投資推進会議決定）

（２）外国人起業家・投資家の在留資格の要件緩和

○海外のエンジェル投資家に対する在留資格付与の円滑化を図る。【法務省、経済産業省】

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和５年６月１６日閣議決定）

Ⅴ．企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成５か年計画の推進 ２．スタートアップ育成５か年計画の推進

（４）スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築 ⑭海外起業家・投資家の誘致拡大

英国等の諸外国の事例を参照し、国家戦略特区の枠組みも活用しつつ、資産額やスタートアップへの投資実績等を基に、一定額を日本国内に投資すること等を要件として、投資家（エンジェル投資家を含む）向けビザの創設を検討する。

規制改革実施計画（令和６年６月２１日閣議決定）

２．スタートアップの更なる成長

（３）海外活力の取り込み・内外人材活用 （ii）海外起業人材の活躍に資する在留資格等の見直し

No.8 スタートアップへ投資する外国人投資家向け在留資格の創設

スタートアップ企業への海外からの投資を呼び込むため、国家戦略特区において、一定額を日本国内のスタートアップに投資するとともに特区内のスタートアップエコシステムの形成・発展に寄与する活動を行うこと等を要件として、投資家（エンジェル投資家を含む。）向けビザを創設することについて、令和６年度中を目途に必要な措置を講ずる。